



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子氏

Q1 4月と言うことで、様々な法改正があると思うのですが、気を付けていた方が良いことがありましたら教えてください。

A1 ちょっとニッチな法改正ですが、労災給付に係る法改正が2つあります。

一つ目は、作中または通勤災害の間で事故に会って障害が残った場合の給付に改正がありました。

これは深刻なことなのですが、ケガにより一定の障害が残り、介護が必要になった労働者に対して介護費用を支給する制度「労働者災害補償保険法に基づく介護(補償)給付」の最高限度額と最低補償額が次のとおり変更になりました。

()は従前額

	最高限度額	最低保証額
常時介護を要する者	104,950円 (104,570円)	57,030円 (59,790円)
随時介護を要する者	52,480円 (52,290円)	28,520円 (28,400円)

労災だけでなく、原子爆弾被爆者や炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にも給付がありますので豆知識として覚えて下さいね。私も知りませんでしたが、人事院の国家公務員の給与勧告に合わせて改定されているそうですよ。

二つ目は、労災による障害年金についての改正です。労災の傷病(補償)年金と障害厚生年金を同時に受給できる場合に調整がありますが、調整される率が改定され、支給される額が若干上がります。(国民年金だと若干下がります)

このように定期的に給付額が改定されるのですが、大切なのは、労災で障害が残った時には障害(補償)年金と障害厚生年金が同時に受給できる場合があること、その場合には調整があること。そして、介護が必要になった場合には介護(補償)給付があることです。該当しそうなケースは、ぜひご相談を頂ければと思います。

Q2 4月から傷病手当金や出産手当金の給付金額の計算方法が変わったそうですが、どう変わったのですか？

A2 傷病手当金は病気やケガにより働く事ができず、連続する3日間を含み4日以上仕事を休んでいて、その間の給料が受けられない時に、協会けんぽ又は健康保険組合から最長1年6か月の期間給付を受けられる制度です。

出産手当金は労働基準法で定められている産前産後の休職期間(約100日前後)で、被保険者が出産し(4か月(85日以上)、死産、流産、人工妊娠中絶含む)その間給与が受けられない時に受けられる制度です。

平成28年3月31日までの1日あたりの支給金額の計算方法は、次のとおりです。

[休んだ日の標準報酬月額] ÷ 30日 × 2/3

平成28年4月1日からの1日あたりの支給金額の計算方法は、

[支給開始日以前の継続した12か月の標準報酬月額を平均した額] ÷ 30日 × 2/3

つまり、過去1年間を平均した標準報酬月額で計算するという事です。その計算は協会けんぽなど支給する方で計算しますので、私達が計算する必要はありませんのでご心配なく。従業員などから支給額が変わったとの問い合わせがあった時に答えられるようにして下さい。その他一般所得者ですが、入院時食事療養費も少し上がります。過去1年間を平均する方法は公平感もありますが、長い間従前の計算方法であったにも係らずなぜ変わったのでしょうか。給付を受けられるとわかって故意に標準報酬を上げる人がいたのかな？と誤ってしまいました。

※傷病手当金と出産手当金は非課税なので、翌年の住民税額が低くなるという点も助かりますね！

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980